

日本医療情報学会が定める
医療情報関連領域標準（通称 JAMI 標準）を定める手順

2010.11.21 部会総会承認、2011.5.12 理事会承認

2. 1 JAMI 標準の策定および決定の流れ

STEP1: 部会で標準化すべき課題を設定（省略可）

↓

STEP2: 部会にその課題のWGを設置

↓

STEP3: WGは標準化案策定を行いWG標準を策定

↓

STEP4: 部会でWG標準をJAMI標準案として承認

↓

STEP5: 理事会でJAMI標準として承認

2. 2（STEP1）標準化作業課題の設定

JAMI内外からの意見、要請、協議などにもとづき JAMI 会員は当部会に JAMI 標準となりうる標準化作業課題をいつでもどのような方法によっても提案することができ、当部会は「部会運営における意思決定方針」に準拠して標準化作業課題を設定することができる。

標準化作業課題の設定にあたっては、その課題ごとにWGリーダー、WGメンバーを部会で必要な事前調整を行ったのちに決定する。

2. 3（STEP2）課題ごとの標準化検討WGを設置

課題ごとに部会に〇〇標準化検討WGを1年の期限を切って設置し、そのWGに対して標準化作業課題に関する検討または「WG標準案」の策定を依頼（諮問）する。

WG座長は部会が指名する者、WG構成メンバーは部会およびWG座長が指名する者で、いずれも JAMI 会員であるか否かを問わない。また、部会はその

WGを担当する部会員を1名定めてWG構成メンバーに含めるものとし、当該部会員はWGの進捗状況を把握し、WG活動に関する助言を適宜WG座長およびメンバーに対して行い、部会および部会長に対して適宜活動状況を報告するものとする。また必ず1度はWG全員および担当部会員は対面での会議を開催しなければならない。

WGの活動にあたっては、必要な場合には部会予算から可能な範囲で支出して行うほか、部会員は関連する研究費の獲得もしくは既存の関連する研究費による支援をめざす。

部会はJAMIのHPおよび会員へのメールアナウンスにより、当該課題の標準化を策定するWGが設置されたことをWGメンバーリストとともに公表する。

2. 4 (STEP 3) WG標準の策定

課題ごとの標準化検討WGは1年以内にWG標準を策定し部会に提示するか、またはWG標準の策定に至らない場合にはWG標準原案もしくは検討課題整理を行い、適宜部会に中間報告し、1年で解散する。部会の判断で再設置は可能とする。

WGは、WG標準を策定するにあたり、広く関係者の意見を集約するとともに、最低1回はJAMIのHPおよび会員へのメールアナウンスにより、WG標準案を公開し意見を集約しなければならない。また策定作業にあたって部会員から意見があった場合にはそれに対して対応方法を回答しなければならない。

2. 5 (STEP 4) WG標準をJAMI標準案とすることの部会での承認

部会は、WG標準について検討の経緯とともにWGから文書による報告を受けてから1ヶ月以内に、これをJAMI標準案として承認するかどうか意思決定を行う。JAMI標準案とするにはさらなる修正もしくは関係者による意見集約が必要と判断した場合には、WGでの再度検討と修正報告を依頼する。

JAMI標準案として承認するかどうか意思決定は、メール総会により行うものとする。この場合、発議からの期日指定は20日以上先の日付とする。

また発議から7日以内にJAMIのHPおよび会員へのメールアナウンスによ

り、部会はWG標準を14日以上公開し意見を収集する。

2.6 (STEP 5) JAMI 標準案の理事会での承認

部会はJAMI標準案となった標準案を理事会（電子理事会を含む）に提出しJAMI標準の承認を受ける。理事会で条件付き、もしくは再度検討と決定された場合には、STEP 3もしくは4のプロセスに戻して継続する。

2.7 JAMI 標準の公表と管理

部会は、JAMI標準をJAMIホームページに公告するとともに、必要なメンテナンス体制および質問受付体制の在り方を検討し、理事会に報告する。

以上